

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っています。

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。